

証券コード 6 3 5 1
平成 28 年 6 月 10 日

株 主 各 位

大阪市鶴見区鶴見 4 丁目 16 番 40 号

株式 鶴見製作所

代表取締役社長 辻 本 治

第65回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り有難く厚くお礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしかえの場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市鶴見区鶴見 4 丁目 16 番 40 号
当社大坂本店 6 階会議室
(末尾記載の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)

3. 目 的 事 項

- 報 告 事 項 1. 第65期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告
及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件
2. 第65期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類
報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第8号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.tsurumipump.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の成長戦略や金融及び経済政策等の効果により、企業収益や雇用・所得環境に改善が見られ、また、訪日外国人によるインバウンド需要の拡大などもあったことから、一部に弱さはあるものの緩やかな回復基調で推移しました。

また、海外経済におきましては、米国・欧州経済は総じて堅調に推移しましたが、中国をはじめとする新興国経済の下振れ、欧州や中東における地政学的リスクの増加などもあり、全体としまして景気は先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況の中で当社グループは、新中期3ヶ年経営計画「Execution 2018」のもと、設定した課題を着実に実行し、結果を出すべく進めました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、400億13百万円と前連結会計年度比4.6%の減収、営業利益は、51億円と前連結会計年度比3.4%の増益、経常利益は、50億62百万円と前連結会計年度比16.9%の減益、親会社株主に帰属する当期純利益は、33億26百万円と前連結会計年度比13.3%の減益となりました。

<国内部門>

国内部門につきましては、建設機械市場におきまして、地域格差や人手不足など取り巻く環境は厳しい状況にあり、特定市場向け製品の拡大を図りましたが、売上高は前年同期に比べ減少しました。

設備機器市場におきましては、新市場への参入・アフターフォロー提案・新製品提案・ゲリラ豪雨対策などあらゆる分野での拡大を図ることで、売上高は前年同期に比べ増加しました。

これらの結果、売上高は、302億31百万円と前連結会計年度比0.2%の増収となりました。

<海外部門>

海外部門につきましては、北米市場におきまして、資源価格の低下による鉱山市場の需要低迷及び原油、ガス価格の下落による油田、ガス田開発需要の低迷により、売上高は減少しました。

アジア市場におきましても、新興国通貨安による購買力の低下、景気の減速によるインフラ投資の伸び悩みにより、ポンプ需要に影響を与えたことから、売上高は減少しました。

これらの結果、売上高は、97億81百万円と前連結会計年度比16.8%の減収となりました。

部門別売上高

区 分	金 額	構 成 比
国 内 部 門	30,231 ^{百万円}	75.6 [%]
海 外 部 門	9,781	24.4
合 計	40,013	100.0

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度に5億円を長期借入金として調達いたしました。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は2億60百万円であり、その主なものは、京都工場の機械設備の導入等であります。

(4) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、国内におきましては、雇用・所得環境の改善が継続し、個人消費も底堅く景気は緩やかな回復基調が続くものと思われませんが、海外におきましては、中国経済の減速、原油相場の低迷、東欧・中東の地政学的リスクの拡大等により先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

そのような状況の中で当社グループにおきましては、グローバルグループとしての確固たる体制を築き、業績の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第62期	第63期	第64期	第65期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	35,148	38,365	41,936	40,013
経 常 利 益 (百万円)	3,797	5,031	6,091	5,062
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,375	3,024	3,835	3,326
1株当たり当期純利益(円)	94.83	120.79	153.17	132.86
総 資 産 (百万円)	51,921	57,915	62,954	62,355
純 資 産 (百万円)	40,810	44,732	49,657	50,644

- (注) 1. 第62期につきましては、連結会計年度末にかけて円安が進行し、為替差益を483百万円計上したこと等もあり、経常利益は前期比34.7%増の3,797百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比37.1%増の2,375百万円となりました。
2. 第63期につきましては、売上が順調に推移したこと及び為替相場が円安基調であったこと等により、経常利益は前期比32.5%増の5,031百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比27.3%増の3,024百万円となりました。
3. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。

(6) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは水中ポンプを主力とした各種ポンプとその関連機器の製造、仕入及び販売（輸出入を含む）並びに賃貸を行っており、それに附帯する修理及びアフターサービス並びに機械器具設置工事業、土木工事業、電気工事業、管工事業、水道施設工事業、清掃施設工事業、鋼構造物工事業、固定資産のリース業の事業活動を展開しております。

(7) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

（当社）

大 阪 本 店	大 阪 市 鶴 見 区	北 関 東 支 店	群 馬 県 高 崎 市
東 京 本 社	東 京 都 台 東 区	北 陸 支 店	石 川 県 金 沢 市
京 都 工 場	京 都 府 八 幡 市	中 部 支 店	名 古 屋 市 中 村 区
米 子 工 場	鳥 取 県 米 子 市	近 畿 支 店	大 阪 市 鶴 見 区
北 海 道 支 店	札 幌 市 東 区	中 国 支 店	広 島 市 佐 伯 区
東 北 支 店	仙 台 市 若 林 区	四 国 支 店	香 川 県 高 松 市
東 京 支 店	東 京 都 台 東 区	九 州 支 店	福 岡 市 博 多 区

<営業所>

札幌・旭川・仙台・青森・郡山・盛岡・山形・秋田・高崎・宇都宮・長野・新潟・東京第一・東京第二・千葉・横浜・大宮・名古屋第一・名古屋第二・静岡・岐阜・沼津・金沢・富山・福井・大阪第一・大阪第二・京都・滋賀・阪奈・和歌山・神戸・姫路・北近畿・広島・岡山・山口・米子・高松・松山・福岡・熊本・鹿児島・大分・宮崎・沖縄

（子会社及び関連会社）

株式会社ツルミテクノロジーサービス	大阪府
H&E TSURUMI PUMP CO., LTD.	香 港
TSURUMI (SINGAPORE) PTE. LTD.	シンガポール
TSURUMI (AMERICA), INC.	アメリカ
TSURUMI PUMP TAIWAN CO., LTD.	台 湾
SHANGHAI TSURUMI PUMP CO., LTD.	中 国
TSURUMI VACUUM ENGINEERING (SHANGHAI) CO., LTD.	中 国
SHANDONG TSURUMI HONGQI ENVIRONMENTAL TECHNOLOGY CO., LTD.	中 国
HANGZHOU CNP-TSURUMI PUMP CO., LTD.	中 国
TSURUMI PUMP KOREA CO., LTD.	韓 国
TSURUMI PUMP (THAILAND) CO., LTD.	タ イ
TSURUMI PUMP MIDDLE EAST FZE	アラブ首長国連邦
TSURUMI PUMP (M) SDN. BHD.	マレーシア
PT. TSURUMI POMPA INDONESIA	インドネシア

(8) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
981名	1名減

（注）従業員数は、嘱託、契約社員、パートを除いております。

(9) 重要な子会社の状況（平成28年3月31日現在）

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ツルミテクノロジーサービス	82,000千円	100%	機械・事務用機器・車輛の賃貸
H&E TSURUMI PUMP CO., LTD.	HK\$ 1,300,000	100	ポンプ及び関連商品の輸出入・販売及びレンタル
TSURUMI (SINGAPORE) PTE. LTD.	S\$ 1,000,000	100	同上
TSURUMI (AMERICA), INC.	US\$ 4,100,000	100	同上
TSURUMI PUMP TAIWAN CO., LTD.	NT\$48,000,000	98	ポンプの製造及び販売
SHANGHAI TSURUMI PUMP CO., LTD.	US\$ 3,850,000	100	同上
TSURUMI VACUUM ENGINEERING (SHANGHAI) CO., LTD.	US\$ 3,000,000	55	真空ポンプユニットの製造及び販売

(10) 主要な借入先（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	600 ^{百万円}
株式会社三井住友銀行	200

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
(2) 発行済株式の総数 27,829,486株
(3) 株主数 2,668名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
有限会社ツルミ興産	1,904 ^{千株}	7.61%
ツルミ共栄会	1,532	6.12
株式会社三井住友銀行	1,242	4.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	933	3.73
株式会社三菱東京UFJ銀行	700	2.80
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	669	2.67
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	658	2.63
デンヨー株式会社	648	2.59
THE BANK OF NEW YORK-JASDECTREATY ACCOUNT	535	2.14
株式会社有伸興産	518	2.07

（注）当社は自己株式2,790千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項（平成28年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当又は主な職業
代表取締役社長	辻 本 治	
専務取締役	芝 上 英 二	
取締役常務執行役員	田 中 静 夫	水中ポンプ生産統括兼京都工場長
取締役常務執行役員	野 田 勝 夫	真空・大型ポンプ事業統括
取締役執行役員	中 西 寛	部品部長
取締役執行役員	西 村 武 幸	京都工場副工場長兼設計部長
取締役執行役員	織 田 浩 典	国内営業部長
取締役執行役員	上 田 孝 徳	社長室長
取締役	掛 川 雅 仁	税理士
常 勤 監 査 役	駒 澤 賢 二	
監 査 役	鹿 内 茂 行	公認会計士
監 査 役	田 中 祥 博	弁護士

- (注) 1. 取締役 掛川雅仁氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 鹿内茂行氏及び田中祥博氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 鹿内茂行氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役 掛川雅仁氏、監査役 鹿内茂行氏及び田中祥博氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 平成27年6月26日開催の第64回定時株主総会において、上田孝徳氏及び掛川雅仁氏が取締役、田中祥博氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
6. 平成27年6月26日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により片桐健二氏が取締役、掛川雅仁氏が監査役を退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の重要な兼職の状況

区 分	氏 名	兼職する主な他の会社名	兼職の内容	摘 要
代表取締役社長	辻 本 治	株式会社ツルミテクノロジーサービス	代表取締役	
		H&E TSURUMI PUMP CO., LTD.	取締役社長	同一営業
		TSURUMI (SINGAPORE) PTE. LTD.	取締役社長	同一営業
		TSURUMI (AMERICA), INC.	取締役社長	同一営業
		TSURUMI PUMP TAIWAN CO., LTD.	取締役社長	同一営業
		SHANGHAI TSURUMI PUMP CO., LTD.	取締役社長	同一営業
		TSURUMI VACUUM ENGINEERING (SHANGHAI) CO., LTD.	取締役社長	同一営業
		TSURUMI PUMP (THAILAND) CO., LTD.	取締役社長	同一営業
取 締 役	上 田 孝 徳	TSURUMI PUMP KOREA CO., LTD.	取締役社長	同一営業
取 締 役	掛 川 雅 仁	株式会社大阪真和ビジコン	代表取締役	

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役10名 108百万円（うち社外1名 6百万円）

監査役4名 19百万円（うち社外3名 10百万円）

（注） 1. 株主総会の決議による取締役報酬限度額は年額500百万円（うち社外取締役分は年額50百万円）及び監査役報酬限度額は年額50百万円であります。

ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

（平成27年6月26日定時株主総会決議）

2. 報酬等の額には、役員退職慰労引当金の当期増加額13百万円（取締役13百万円、監査役0百万円）が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況及び当社と兼職先の関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況
取 締 役	掛川 雅仁	株式会社大阪真和ビジコン 代表取締役

（注）重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	掛川 雅仁	当期開催された取締役会には12回全てに出席し、税理士としての専門的見地からご指導をいただきました。
監 査 役	鹿内 茂行	当期開催された取締役会には12回全てに、監査役会には8回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地からご指導をいただきました。
監 査 役	田中 祥博	平成27年6月26日就任以降当期中に開催された取締役会には10回全てに、監査役会には5回全てに出席し、弁護士としての専門的見地からご指導をいただきました。

（注）掛川雅仁氏は平成27年6月26日に監査役を退任し、取締役へ就任しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

4. 会計監査人に関する事項（平成28年3月31日現在）

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 30百万円
 - ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 30百万円
- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画における監査時間及び監査内容、過年度の監査計画と実績の状況等を確認し、報酬額の見積りの妥当性について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適切な職務の遂行が困難であると判断される場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保する体制

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社グループの取締役、執行役員及び使用人が法令、定款、企業倫理を遵守した行動をとるための「行動規範」を制定し、その周知及び遵守の徹底を図る体制を構築する。
 - b. 当社グループは、コンプライアンス担当役員及び内部統制のための推進組織を設置すると共に、リスク管理体制、コンプライアンス体制の構築及び運用を行う。
 - c. 取締役会が取締役及び執行役員の職務執行を監督するため、取締役は、業務執行状況を取締役会の報告基準に従い取締役会に報告すると共に、他の取締役及び執行役員の職務執行内容を相互に監視、監督する。
 - d. 監査基準及び監査計画に基づき、監査役は、取締役及び執行役員の職務執行状況を監査する。

- e. 当社グループの事業活動または取締役、執行役員及び使用人に法令・定款違反の疑義のある行為等を発見した場合の通報・相談窓口を設置する。
 - f. 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、関連法令等に従い、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を整える。
 - g. 暴力団排除条例に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力・団体との取引関係を排除し、その他一切の関係を遮断すると共に、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報については、法令・社内規程に基づき、適切な保存・管理を行い、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態で管理する。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 当社グループは、「リスク管理基本規程」に基づき、リスクを適切に把握し、管理する体制を整備する。
 - b. 当社グループは、「危機管理基本規程」に基づき、危機発生時における基本方針、体制、情報伝達方法等を定め、危機の早期収拾、損害の拡大防止を図る。
 - c. その他リスク管理に関する規程及び運用等を定期的に見直し、整備する。
 - d. 当社内部監査部門は、独立した立場から各部門のリスク管理の状況を監査する。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 当社グループの経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に中期経営計画及び毎年策定される短期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検証を行う。
 - b. 業務的的確かつ迅速な執行に資するため、執行役員制度を導入し、取締役会において執行役員の選任とその執行すべき業務の範囲を定めて、当該業務の執行を委任する。また、取締役及び執行役員の職務権限及び担当業務を明確にし、職務執行の効率化を図る。
 - c. 取締役会及び執行役員会は原則として月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社は、当社グループ各社の独立性を尊重しつつ、グループ各社における業務の適正を確保するための体制の整備、また、コンプライアンスの周知、徹底及び推進のための教育・研修等について指導及び支援を行う。

- b. 「関係会社管理規程」に基づき、グループ各社の経営管理については、一定事項について当社に報告を求めることにより管理を行う。
 - c. 当社内部監査部門は、必要に応じ国内・海外のグループ各社の監査をする。
 - d. 監査役はその職務を行うため必要があるときは、国内・海外のグループ各社の調査を行う。
 - e. 当社グループの経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し、承認を得て行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- a. 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助すべき使用人を選任し、配置する。
 - b. 前項の具体的な内容については、監査役の意見を徴収し、人事部門その他の関係各方面の意見も十分に考慮して決定する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
 - b. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令権限は、その補助する当該監査業務の範囲内においては、監査役または監査役会に帰属するものとし、取締役及び他の使用人は、監査役の職務を補助する使用人に対して、指揮命令権限を有しないものとする。
 - c. 当該使用人が他部門の使用人を兼務する場合は、監査役の職務に係る業務を優先して従事するものとする。
- ⑧ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a. 当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
 - b. 当社グループの取締役、執行役員及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為、また、経営に重大な影響を与える不測の事態が発生し、または発生する恐れがあることを知ったときには、速やかに監査役に報告する。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査役へ報告を行った当社グループの取締役、執行役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、執行役員及び使用人に周知徹底する。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の遂行について、独自の外部専門家（弁護士、会計士等）を活用するための費用の支出を求めた場合、当社は当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、その費用を負担する。

- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 代表取締役社長は、監査役と相互の意思疎通を図るための定期的な会合を行う。
- b. 監査役は、会計監査人、内部監査部門と情報交換に努め、連携して当社グループの監査の実効性を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

改正会社法が施行された平成27年5月1日以降の主な運用状況は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

取締役会規程、執行役員規程を制定し、取締役、執行役員が法令並びに定款に則って行動するように徹底しております。

取締役会を11回、執行役員会を11回開催し、経営数値の進捗状況や内部統制システムの運用状況、重要な経営課題等について審議を行いました。

② 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会で定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会・執行役員会等の重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人、内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

監査役会を7回開催し、各議案について活発な質疑応答と慎重な審議を行いました。

③ 内部監査の実施

内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社並びにグループ会社の内部監査を実施し、各部門における法令や規程類の遵守状況及び業務の標準化・効率化等をチェックしております。

④ 財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、内部統制評価を実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	38,027	流 動 負 債	9,273
現 金 及 び 預 金	8,438	支払手形及び買掛金	5,816
受取手形及び売掛金	18,170	未 払 法 人 税 等	538
有 価 証 券	1,265	賞 与 引 当 金	701
た な 卸 資 産	9,028	そ の 他	2,217
繰 延 税 金 資 産	760		
そ の 他	410	固 定 負 債	2,437
貸 倒 引 当 金	△47	社 債	700
		長 期 借 入 金	800
固 定 資 産	24,328	繰 延 税 金 負 債	482
有形固定資産	11,407	役員退職慰労引当金	158
建 物 及 び 構 築 物	3,210	退職給付に係る負債	253
機械装置及び運搬具	561	そ の 他	43
工具器具及び備品	254	負 債 合 計	11,711
土 地	7,353	(純資産の部)	
リ ー ス 資 産	28	株 主 資 本	48,134
		資 本 金	5,188
無形固定資産	554	資 本 剰 余 金	7,896
		利 益 剰 余 金	37,451
投資その他の資産	12,366	自 己 株 式	△2,401
投 資 有 価 証 券	10,668	その他の包括利益累計額	1,593
そ の 他	1,702	その他有価証券評価差額金	1,018
貸 倒 引 当 金	△4	為替換算調整勘定	838
		退職給付に係る調整累計額	△263
資 産 合 計	62,355	非支配株主持分	915
		純 資 産 合 計	50,644
		負債・純資産合計	62,355

連結損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	40,013
売上原価	26,308
売上総利益	13,704
販売費及び一般管理費	8,603
営業利益	5,100
営業外収益	
受取利息	226
受取配当金	129
雑収入	251
	608
営業外費用	
支払利息	12
為替差損	412
雑損失	221
	645
経常利益	5,062
税金等調整前当期純利益	5,062
法人税、住民税及び事業税	1,488
法人税等調整額	109
当期純利益	3,464
非支配株主に帰属する当期純利益	137
親会社株主に帰属する当期純利益	3,326

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,188	7,896	34,875	△2,401	45,559
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△751		△751
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,326		3,326
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	2,575	△0	2,575
当 期 末 残 高	5,188	7,896	37,451	△2,401	48,134

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,686	1,473	70	3,230	867	49,657
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△751
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						3,326
自 己 株 式 の 取 得						△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)	△668	△634	△334	△1,637	48	△1,588
当 期 変 動 額 合 計	△668	△634	△334	△1,637	48	986
当 期 末 残 高	1,018	838	△263	1,593	915	50,644

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7 社

連結子会社の名称

株式会社ツルミテクノロジーサービス

H&E TSURUMI PUMP CO., LTD.

TSURUMI (SINGAPORE) PTE. LTD.

TSURUMI (AMERICA), INC.

TSURUMI PUMP TAIWAN CO., LTD.

SHANGHAI TSURUMI PUMP CO., LTD.

TSURUMI VACUUM ENGINEERING (SHANGHAI) CO., LTD.

(2) 主要な非連結子会社の名称等

TSURUMI PUMP KOREA CO., LTD.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称

TSURUMI PUMP KOREA CO., LTD.

HANGZHOU CNP-TSURUMI PUMP CO., LTD.

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち SHANGHAI TSURUMI PUMP CO., LTD. 及び TSURUMI VACUUM ENGINEERING (SHANGHAI) CO., LTD. の決算日は、12月31日であり、連結決算日との差が3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。なお、一部の複合金融商品については、組込デリバティブを区分して測定することができないため、全体を時価評価し評価差額を損益に計上しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

受注生産品は個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、その他は移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、当社及び国内連結子会社は、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

③ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

a ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

金利スワップについては、特例処理の条件を満たす場合は、特例処理を行っております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

b ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ取引

為替予約取引

ヘッジ対象

金利及び為替の相場変動による損失の可能性のある資産又は負債

c ヘッジ方針

当社（グループ）の社内規程に基づき、外貨建債権債務等に係る為替相場の変動リスク及び債券等の金利変動リスクを回避するため、ヘッジ取引を実施しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による按分額をそれぞれ発生年度より費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

③ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 8,795百万円
2. 受取手形裏書譲渡高 17百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 27,829,486株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	500	20	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年11月11日 取締役会	普通株式	250	10	平成27年9月30日	平成27年12月10日
計		751			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総 額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	375	15	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については比較的安全性の高い金融商品で運用し、また、資金調達については社債及び銀行借入による方針であります。

受取手形及び売掛金は、債権管理規程に基づき、必要に応じて取引先の信用状況を把握する体制としております。また、有価証券及び投資有価証券は、主に債券及び株式であり、毎月、銘柄ごとの時価を把握すると共に、有価証券運用規程に基づき定例取締役会に報告する体制としており、リスクの低減を図っております。

支払手形及び買掛金は、ほとんどが一年以内の支払期日であり、社債及び長期借入金については、設備投資資金及び運転資金であります。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務等の為替変動リスクを回避する目的で為替予約を、債券等の将来の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引をそれぞれ利用しております。また、デリバティブ取引の実行・管理は、取引権限及び取引限度額を定めた社内規程に従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っており、毎月、定例取締役会に報告する体制としております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	8,438	8,438	—
(2) 受取手形及び売掛金	18,170	18,170	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	11,111	11,111	—
資産計	37,721	37,721	—
(1) 支払手形及び買掛金	5,816	5,816	—
(2) 社債	700	714	14
(3) 長期借入金	800	802	2
負債計	7,316	7,333	17

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらはおおむね短期間で決済され時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を新規に同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額822百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,986円07銭
2. 1株当たり当期純利益	132円86銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月 17 日

株式会社 鶴 見 製 作 所
取締役会 御 中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 橋 田 光 正 ⑩
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 岡 本 徹 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社鶴見製作所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社鶴見製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第65期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

株式会社 鶴見製作所 監査役会

常勤監査役 駒澤賢二 ㊞

社外監査役 鹿内茂行 ㊞

社外監査役 田中祥博 ㊞

貸 借 対 照 表

(平成28年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	28,462	流 動 負 債	8,106
現 金 及 び 預 金	3,655	買 掛 金	5,424
受 取 手 形	5,554	未 払 金	195
売 掛 金	12,427	未 払 費 用	854
有 価 証 券	138	未 払 法 人 税 等	320
商 品	613	賞 与 引 当 金	701
製 品	2,214	そ の 他	610
半製品及び仕掛品	1,900		
原材料及び貯蔵品	1,327		
繰延税金資産	410	固 定 負 債	2,511
そ の 他	249	社 債	700
貸倒引当金	△29	長 期 借 入 金	800
		退職給付引当金	227
固 定 資 産	24,049	役員退職慰労引当金	158
有形固定資産	9,487	繰延税金負債	490
建 物	2,250	そ の 他	136
構 築 物	150	負 債 合 計	10,618
機 械 装 置	397	(純資産の部)	
車 両 運 搬 具	2	株 主 資 本	40,908
工具器具及び備品	205	資 本 金	5,188
土 地	6,402	資 本 剰 余 金	7,896
リ ー ス 資 産	77	資 本 準 備 金	7,810
		その他資本剰余金	86
無形固定資産	214	利 益 剰 余 金	30,225
ソ フ ト ウ ェ ア	120	利 益 準 備 金	992
そ の 他	94	その他利益剰余金	29,232
投資その他の資産	14,347	固定資産圧縮積立金	99
投 資 有 価 証 券	9,526	別 途 積 立 金	23,700
関 係 会 社 株 式	2,251	繰越利益剰余金	5,433
関 係 会 社 出 資 金	1,649	自 己 株 式	△2,401
長 期 貸 付 金	339		
前 払 年 金 費 用	352	評価・換算差額等	984
そ の 他	233	その他有価証券評価差額金	984
貸倒引当金	△4	純 資 産 合 計	41,893
資 産 合 計	52,511	負債・純資産合計	52,511

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上 高			36,571
売 上 原 価			26,529
売 上 総 利 益			10,042
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			6,906
営 業 利 益			3,135
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	205		
受 取 配 当 金	144		
雑 収 入	160		510
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	12		
為 替 差 損	458		
雑 損 失	172		644
経 常 利 益			3,001
税 引 前 当 期 純 利 益			3,001
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			871
法 人 税 等 調 整 額			111
当 期 純 利 益			2,018

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	5,188	7,810	86	7,896
当 期 変 動 額				
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩				
別 途 積 立 金 の 積 立				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)				
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－
当 期 末 残 高	5,188	7,810	86	7,896

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	992	103	22,500	5,361	28,957
当 期 変 動 額					
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		△4		4	－
別 途 積 立 金 の 積 立			1,200	△1,200	－
剰 余 金 の 配 当				△751	△751
当 期 純 利 益				2,018	2,018
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	△4	1,200	71	1,267
当 期 末 残 高	992	99	23,700	5,433	30,225

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△2,401	39,641	1,603	1,603	41,244
当 期 変 動 額					
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		—			—
別 途 積 立 金 の 積 立		—			—
剰 余 金 の 配 当		△751			△751
当 期 純 利 益		2,018			2,018
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)			△618	△618	△618
当 期 変 動 額 合 計	△0	1,267	△618	△618	648
当 期 末 残 高	△2,401	40,908	984	984	41,893

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。なお、一部の複合金融商品については、組込デリバティブを区分して測定することができないため、全体を時価評価し評価差額を損益に計上しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

受注生産品は個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、その他は移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による按分額をそれぞれ発生年度より費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。

4. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

金利スワップについては、特例処理の条件を満たす場合は、特例処理を行っております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a ヘッジ手段

金利スワップ取引

為替予約取引

b ヘッジ対象

金利及び為替の相場変動による損失の可能性がある資産又は負債

③ ヘッジ方針

当社の社内規程に基づき、外貨建債権債務等に係る為替相場の変動リスク及び債券等の金利変動リスクを回避するため、ヘッジ取引を実施しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	7,202百万円
2. 受取手形裏書譲渡高	17百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	2,400百万円
関係会社に対する長期金銭債権	330百万円
関係会社に対する短期金銭債務	432百万円
関係会社に対する長期金銭債務	95百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引高	
売上高	6,511百万円
仕入高	6,211百万円
その他	143百万円
営業取引以外の取引高	98百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当期末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	2,790,759株
------	------------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

属 性	会 社 等 の 名 称	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	TSURUMI (AMERICA), INC.	所有直接 100	当 社 製 品 の 販 売	ポンプの 販 売	3,997	売 掛 金	1,314
子会社	TSURUMI (SINGAPORE) PTE. LTD.	所有直接 100	当 社 製 品 の 販 売	ポンプの 販 売	1,296	売 掛 金	550

(注) 1. 取引金額及び期末残高には、消費税等は含まれておりません。

2. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

属 性	会 社 等 の 名 称	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会 社 等	株 式 会 社 ダ イ コ ウ	被 所 有 直 接 1.7	当 社 役 員 辻 本 治 権 議 決 権 100%を所有する会社	土 地 ・ 車 庫 ・ 倉 庫 賃 借 の 賃 借	32	投資その 他の資産 (その他)	50
	亘 希 有 限 会 社	被 所 有 直 接 1.6	当 社 役 員 辻 本 治 権 議 決 権 100%を所有する会社	建 物 の 賃 借	14	投資その 他の資産 (その他)	20

(注) 1. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。期末残高については消費税等を含めております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 土地・建物の賃借の金額については、3年ごとに近隣価格を基礎にして、契約により所定金額を決定しております。

(2) 製品の販売金額については、一般的取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 1,673円13銭
- 1株当たり当期純利益 80円63銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月 17 日

株式会社 鶴見製作所
取締役会 御 中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 橋 田 光 正 ⑩
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 岡 本 徹 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社鶴見製作所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月20日

株 式 会 社 鶴 見 製 作 所 監 査 役 会

常勤監査役 駒 澤 賢 二 ㊟

社外監査役 鹿 内 茂 行 ㊟

社外監査役 田 中 祥 博 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第65期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき10円とし、上場35周年記念配当として5円を加え、15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、375,580,905円となります。

(注) 中間配当(1株につき10円)を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき25円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 1,300,000,000円

② 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 1,300,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。

当社は、取締役会において議決権のある監査等委員である取締役を置くことにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実と経営の更なる効率化を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

また、監査等委員会設置会社への移行を行うことに伴い、要件を満たすことから、機動的な配当政策及び資本政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるようにいたしたいと存じます。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第3条 (条文省略) 第4条 (機 関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u> 第5条 (条文省略)	第1章 総 則 第1条～第3条 (現行どおり) 第4条 (機 関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) <u>3. 会計監査人</u> 第5条 (現行どおり)
第2章 株 式 第6条～第12条 (条文省略)	第2章 株 式 第6条～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会 第13条～第18条 (条文省略) 第4章 取締役および取締役会 第19条 (取締役の員数) 当社の取締役は、<u>3名以上13名以下</u>とする。 (新 設)	第3章 株主総会 第13条～第18条 (現行どおり) 第4章 取締役および取締役会 第19条 (取締役の員数) 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、<u>8名以内</u>とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第20条（取締役の選任） 取締役は、株主総会において選任する。 2.（条文省略） 3.（条文省略） 第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （新 設） （新 設） （新 設） 第22条（条文省略） 第23条（役付取締役） 取締役会は、その決議によって、取締役のうちから取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	第20条（取締役の選任） 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。 2.（現行どおり） 3.（現行どおり） 第21条（取締役の任期） 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4. <u>会社法第329条第3項の規定による補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 第22条（現行どおり） 第23条（役付取締役） 取締役会は、その決議によって、取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）のうちから取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

現 行 定 款	変 更 案
第24条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除いては、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。	第24条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除いては、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）がこれにあたる。
第25条（取締役会の招集手続） 取締役会の招集通知は、各取締役および各<u>監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。 2. 取締役および<u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	第25条（取締役会の招集手続） 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
第26条（取締役会の決議） （条文省略） 2. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。 （新 設）	第26条（取締役会の決議） （現行どおり） 2. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
第27条（条文省略） 第28条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 第29条（条文省略）	第27条（取締役への委任） <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> 第28条（現行どおり） 第29条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> 第30条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<u>第5章 監査役および監査役会</u> <u>第30条（監査役の員数）</u> <u>当会社の監査役は、3名以上とする。</u> <u>第31条（監査役の選任）</u> <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>第32条（監査役の任期）</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>第33条（常勤の監査役）</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> <u>第34条（監査役会の招集手続）</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> <u>第35条（監査役会の決議）</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> <u>第36条（監査役会規程）</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	<u>第5章 監査等委員会</u> (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
第37条（報酬等） <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	（削 除）
第38条（監査役の責任免除） <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に規定する監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u>	（削 除）
（新 設）	第31条（監査等委員会の招集手続） <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
（新 設）	第32条（監査等委員会の決議） <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもって行う。</u>
（新 設）	第33条（監査等委員会規程） <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第6章 計 算 第39条（条文省略） （新 設）	第6章 計 算 第34条（現行どおり） 第35条（剰余金の配当等の決定機関） <u>当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除いては、取締役会の決議によって定めることができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第40条（剰余金の配当） 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>期末配当を行うことができる。</u> 2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u> （新 設）	第36条（剰余金の配当の基準日） 当社の<u>期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> 2. 当社の<u>中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> 3. 前2項のほか、<u>基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
第41条（条文省略） （新 設）	第37条（現行どおり） 附 則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 第1条 当社は、第65回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 第2条 当社は、第65回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

これに伴い、取締役全員は本定時総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、重 要 な 兼 職 の 状 況、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当	所有する 当 社 の 株 式 数
1	つじ ちと おさむ 辻 本 治 (昭和32年10月24日生)	昭和55年3月 当社入社 昭和63年12月 当社取締役経理本部経営管理部長 平成2年12月 当社常務取締役営業本部長兼経営企画室長 平成4年6月 当社専務取締役営業本部長 平成5年6月 当社取締役副社長兼営業本部長 平成9年5月 当社取締役副社長兼開発部門統括 平成10年6月 当社代表取締役社長（現任） 平成12年6月 株式会社ツルミファイナンス（現株式会社ツルミテクノロジーサービス）代表取締役（現任） 平成13年12月 TSURUMI PUMP TAIWAN CO., LTD. 取締役社長 平成14年6月 SHANGHAI TSURUMI PUMP CO., LTD. 取締役社長 平成18年2月 H&E TSURUMI PUMP CO., LTD. 取締役社長（現任） TSURUMI (SINGAPORE) PTE. LTD. 取締役社長（現任） 平成18年3月 TSURUMI (AMERICA), INC. 取締役社長（現任） 平成19年10月 TSURUMI PUMP (THAILAND) CO., LTD. 取締役社長（現任） 平成20年8月 TSURUMI VACUUM ENGINEERING (SHANGHAI) CO., LTD. 取締役社長（現任）	208,473株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、重 要 な 兼 職 の 状 況、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当	所有する 当 社 の 株 式 数
2	しば がみ えい じ 芝 上 英 二 (昭和29年 3 月15日生)	昭和51年 3 月 当社入社 平成 2 年10月 当社中部支店次長 平成10年 4 月 当社北陸支店長 平成14年 4 月 当社社長室長 平成17年 6 月 当社取締役社長室長 平成22年 6 月 当社常務取締役社長室長 平成23年 6 月 当社取締役常務執行役員社長室長 平成26年 4 月 当社取締役専務執行役員管理部門統 括兼社長室長 平成27年 4 月 当社専務取締役 (現任)	7,084株
3	にし むら たけ ゆき 西 村 武 幸 (昭和35年 3 月13日生)	昭和57年 3 月 当社入社 平成20年 4 月 当社営業推進部次長 平成22年 4 月 当社社長室戦略グループ次長 平成25年 4 月 当社執行役員京都工場設計部長 平成26年 4 月 当社執行役員京都工場副工場長兼設 計部長 平成26年 6 月 当社取締役執行役員京都工場副工場 長兼設計部長 (現任)	3,345株
4	おり た ひろ のり 織 田 浩 典 (昭和37年 1 月24日生)	昭和59年 3 月 当社入社 平成 5 年 4 月 当社徳島営業所長 平成 8 年 4 月 当社岡山営業所長 平成17年 4 月 当社四国支店長 平成24年 4 月 当社国内営業部副部長 平成25年 4 月 当社執行役員国内営業部長 平成26年 6 月 当社取締役執行役員国内営業部長 (現任)	5,250株
5	うえ だ たか のり 上 田 孝 徳 (昭和35年 3 月13日生)	昭和59年 3 月 当社入社 平成18年 4 月 当社米子工場管理部次長 平成23年10月 TSURUMI PUMP TAIWAN CO., LTD. 副総 経理 平成25年10月 当社社長室戦略グループ長 平成26年 4 月 当社執行役員社長室戦略グループ 部長 平成27年 4 月 当社執行役員社長室長 平成27年 6 月 当社取締役執行役員社長室長 (現 任) 平成28年 2 月 TURUMI PUMP KOREA CO., LTD. 取締役 社長 (現任)	5,132株
6	※ まり やま まさ つぐ 鞠 山 正 継 (昭和35年 3 月18日生)	昭和58年 3 月 当社入社 平成 6 年 4 月 TSURUMI (AMERICA), INC. 所長 平成21年 4 月 当社国際営業部次長 平成24年 4 月 当社国際営業部副部長 平成25年 4 月 当社執行役員国際営業部長 (現任) 平成25年11月 PT. TSURUMI POMPA INDONESIA取締役 社長 (現任) 平成26年 9 月 TSURUMI PUMP MIDDLE EAST FZE取締 役社長 (現任)	502株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. ※印は、新任の取締役候補者であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、重 要 な 兼 職 の 状 況、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当	所有する 当 社 の 株 式 数
1	かづ かわ まさ ひと 掛 川 雅 仁 (昭和31年3月2日生)	昭和55年3月 公認会計士・税理士 社会計事務所入社 昭和57年9月 税理士登録 昭和59年8月 株式会社大阪真和ビジコン設立 代表取締役 (現任) 平成10年6月 当社監査役 平成16年6月 株式会社フジシールインターナショナル社外取締役 平成27年6月 当社取締役 (現任)	—
2	※ ししか ない しげ ゆき 鹿 内 茂 行 (昭和26年2月19日生)	昭和60年10月 監査法人朝日新和会計社入社 平成元年3月 公認会計士登録 平成12年7月 ソフトバンク・インベストメント 株式会社入社 平成13年2月 鹿内公認会計士事務所開業 (現任) 平成19年6月 当社監査役 (現任)	—
3	※ た なか よし ひろ 田 中 祥 博 (昭和34年5月21日生)	昭和63年4月 弁護士登録 平成8年4月 田中祥博法律事務所開業 (現任) 平成13年10月 和歌山大学経済学部非常勤講師 平成22年4月 国立大学法人和歌山大学非常勤監事 (現任) 平成24年3月 和歌山県労働委員会公益委員 (会長代理) (現任) 平成25年4月 和歌山弁護士会会長、日本弁護士連 合会理事、近畿弁護士会連合会常務 理事 平成27年6月 当社監査役 (現任)	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任の取締役候補者であります。
3. 掛川雅仁、鹿内茂行、田中祥博の3氏は、社外取締役候補者であります。
- なお、当社は、3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 掛川雅仁氏につきましては、税理士として、鹿内茂行氏につきましては、公認会計士として、田中祥博氏につきましては、弁護士として、それぞれ専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

5. 本総会終結の時をもって、掛川雅仁氏の社外監査役在任期間は17年、社外取締役在任期間は1年、鹿内茂行氏の社外監査役在任期間は9年、田中祥博氏の社外監査役在任期間は1年となります。
6. 鹿内茂行、田中祥博の両氏は、社外監査役または社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、鹿内茂行氏は、公認会計士として会社財務・法務に精通されており、会社経営を統轄する十分な見識を有しておられることから、また、田中祥博氏は、弁護士としての専門的見地から企業法務に関して高い実績をあげられており、会社経営に関する高い見識を有しておられることから、それぞれ社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
7. 当社と掛川雅仁、鹿内茂行、田中祥博の3氏は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。3氏が選任された場合は、同様の内容の契約を継続する予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案による選任の効力は、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 重 要 な 兼 職 の 状 況、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当	所有する 当 社 の 株 式 数
こま ざわ けん じ 駒 澤 賢 二 (昭和26年1月4日生)	平成16年12月 当社入社 平成20年4月 当社社長室監査課長 平成22年4月 当社社長室監査グループ次長 平成23年6月 当社監査役(現任)	1,755株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決された場合の当社定款第21条の定めにより、選任のあった株主総会后、2年後の定時株主総会開始の時までであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬額に関する定めにて代えて、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬額を、経済情勢の変化等、諸般の事情を考慮して、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）と定め、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によることとさせていただきます。と存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

また、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと取締役の員数は6名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢の変化等、諸般の事情を考慮して、年額60百万円以内と定め、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきます。と存じます。

また、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第8号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時総会終結の時をもって、取締役を退任されます田中静夫、野田 勝、中西 寛の各氏並びに第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社への移行に伴う、監査役制度廃止により監査役を退任されます駒澤賢二氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等につきましては、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査等委員である取締役の協議にそれぞれ一任願いたいと存じます。

また、本議案の決議のうち、駒澤賢二氏に対する退職慰労金の贈呈を内容とする部分に係る効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、定款変更の効力が発生することを条件として生じるものいたします。

退任取締役田中静夫、野田 勝、中西 寛の各氏及び退任監査役駒澤賢二氏の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
た なか しず お 田 中 静 夫	平成20年6月 当社取締役（現任）
の だ まさる 野 田 勝	平成22年6月 当社取締役（現任）
なか にし ひろし 中 西 寛	平成16年6月 当社取締役（現任）
こま ざわ けん じ 駒 澤 賢 二	平成23年6月 当社常勤監査役（現任）

以 上

〈メ　モ　欄〉

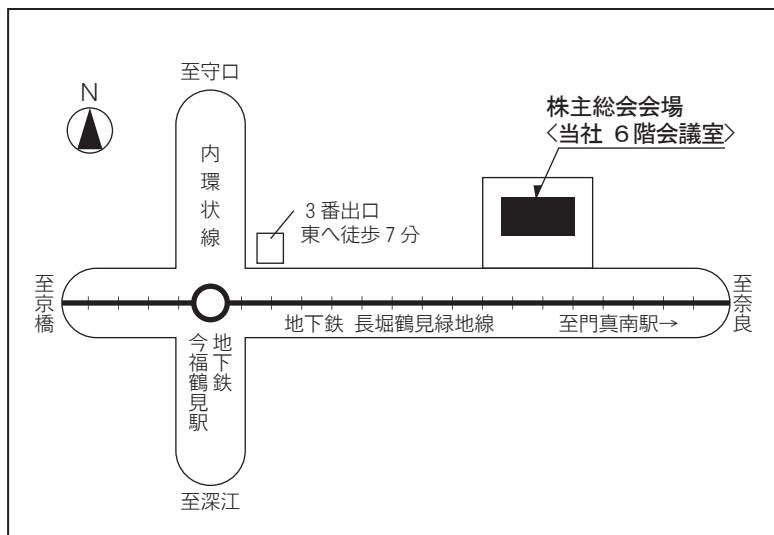
[illegible]

〈メ　モ　欄〉

This image shows a single page of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, leaving small margins at the top and bottom. There are no vertical margin lines, and the page is completely blank except for the lines themselves.

株主総会会場 ご案内略図

(当社大阪本店 6階会議室)
(大阪市鶴見区鶴見 4 丁目 16 番 40 号)



- 地下鉄長堀鶴見緑地線をご利用の方は、今福鶴見駅で下車していただき、3番出口よりお越しください。

